

マイナンバーカード手続き に係る臨時開庁について

毎月第4日曜の午前中に臨時開庁いたします。
ご利用の際は、事前に電話予約を行ったうえで
ご来庁ください。(完全予約制)

①対象となる手続き

マイナンバーカードの申請、交付、電子証
明書の更新、暗証番号の再設定、健康保険証
との紐づけ

次ページへ



- ②実施日時 令和7年1月～12月
第4日曜日 午前9時から正午まで
- ③申込方法 臨時開庁日の前々日（金曜日）までに電話でお申込み下さい。
完全予約制となります。

詳細は三宅村ホームページ新着情報をご覧ください。

【問い合わせ】村民課住民年金係

電話5-0904 IP電話5-9115